2014年(平成26年)

No. 1051

東京都 昭和43年8月16日 第三種郵便物認可 毎月2回(10・25日)発行 1部 90円(送料別)

惠

協

機関紙

般社団法。 東京都トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四63-1-8 (東京都トラック総合会館) ☎ (03) 3359-6251 (代表) ☎ (03) 3359-4134 (広報部) (ホームページアドレス) http://www.totokyo.or.jp/

ける晝面化の推進」に関する研修会を開催した。関

齋藤氏

東ト総合会館7階大会議室で「トラック運送業にお

東京都トラック協会 (大髙一夫会長) は2月25日、

業界全体

普及·定着

を



0

国土交通省は、

改正し、輸送の安全を阻則(省令)を1月22日付で 新設した。その具体的方 を努力義務とする規定を 害する行為を防止するた 動車運送事業輸送安全規 発出をルール化した。 事業者の「運送引受書 め、「適正な取引の確保」 イドライン」を制定し、 策として「書面化推進ガ

明し、「ガイドライン」 望を踏まえ、晝面化が努 事があいさつ。運送取引 業者の立場に立ってつく どは「ある面で実運送事 力義務になったことを説 実態や業界の意見・要 綿引正明専務理

がまず業界における取引 化を推進することになっ に向けた方策として書面 た経緯などを説明。 全日本トラック協会の および取引適正化

改正し、 則化した。いずれも4月 り組みを呼びかけた。 られている」と述べ、 たものだ。 どの「運送状」発出を原 準貨物自動車運送約款を いち早く研修会を開催し 引のルール化を受け、 東ト協はこうした書面 あわせて、同日付で標 日から施行する。 研修会では、齋藤課長 荷主や元請けな 取

全ト協

先進環境 D車導入補助 3月14•17日

ヤ導入補助 エコタ 3月24 31日に受付

との入れ替えであること。

る抽選で決定する。

新車新規登録車、

との差額の2分の1以内

補助額は大型100

補助率は通常車両価格

40万円。補助上限は1社

万円、中型70万円、



全日本トラック協会は、 3月24日から31日まで。 ク事業所)を優先する。 全性優良事業所 日と17日の2日間で、 エコタイヤの申請受付は 補助の申請受付は3月14 先進環境D車の導入補 (Gマー 安

2日間の受付期間に予算

予算総額は25億円で、

に達しない場合、3月18

日以降も予算に達するま

り取りし明確化すること と説明。 附帯業務や荷待ちを含め を明確化し、恒常的に荷 た運送条件を、 善しない場合なども対象 荷主勧告制度を改正した になるとした。 待ち時間を発生させ、 できるようにする」ため、 与の安全阻害行為に対し その上で齋藤課長は、 「機動的に勧告を発動 適正な対価としての 勧告対象の類型 書面でや 改

を明確 適正

テップとなる効果が想定 されるとその意義を強調。 務付けから努力義務にな 書面化は当初方針の義 賃・料金収受へのス たい」と求めた。

クリアする環境性能の高 重量3・5 ½超の事業用 以上30台以下の一般貨物 度燃費基準未達成車など のもので、一定の基準を から26年3月31日までの い車両、②25年12月12日 申請要件は、①車両総 ③ 27 年 優先して行い、Gマーク を延長する。 報告書や損益明細書など 額を超過する場合、事業 事業所の申請総額が予算 は、 れに当てはまらない申請 の内容を考慮し決定。こ 補助金の交付決定は、 車両の登録番号によ

申請は、Gマーク事業所 で車両の登録番号による た上で、予算額の範囲内 の補助金交付決定を行っ Gマーク事業所以外の 選で決定する。 公表する。 補助の募集要項は近く、 協ホームページ参照。 なお、エコタイヤ導入 応募要項の詳細は全ト

ト総合会館7階大会議室 3月6・7日の2日間、東 で導入補助に関する説明 会を開催した。 東ト協ではこれに伴い

よる「運送状」発出を原 臨時運管試験/事前講習会 4月6・20日に開催

また、新たに車両留置料 料を明記し、附帯業務の 料金に関して燃料サー 則化するとともに、運賃・ に関する規定を設けた。 チャージや有料道路利用 内容を具体的に示した。 あわせて今回、荷主関 行管理者試験事前講習会 日の2回、平成26年度運 東ト協 東ト協は4月6日と20

②同/4月20日=3月31

紙面あんない

25年度第2回運管試験問題 東ト協、資材燃料委員会を開催

4 5

引越優良認定制度」の申請説明会

3

日~4月7日。

定員は各

東ト協、広報委員会を開催

4月に第1回初任運転者特別講習

6 6

日とも120人 (先着順)

を対象に実施するもの。 時30分から午後4時30分 行われる臨時試験受験者 を開催する。 5月18日に まで、会場は東ト総合会 時間は各日とも午前9 を優先する。受講申し込

運行管理者選任が義務付 る)。ただし、5月以降、 定員になり次第締め切

要。受講申し込みの際、購

通総合研究所発行)が必 (平成25年度改訂版)」(日

FAX送信する。

兼受講票」に記入の上、

入希望を記載すれば、講

せ先=東ト協運行管理部

▽申し込み・問い合わ

けられる5台未満事業者

習当日に受付で代金(1

部1100円・税込み)

と引き換えで購入可能。

9・4983)。 申し込み

18、FAX03・335

(**6**3·3359·36

申込期間は①講習会

みは1社2人まで。

館7階大会議室。 4月6日=3月1~2日

験

〈貨物〉講習テキスト

試験事前講習会申込書

午前9時~午後5時。 受付時間は月~金曜日各

国土交通省は3月3 第1回「物流政策

主な検討事項は労働が議論に加わる。

申し込みは「運行管理

テキスト「運行管理者試

受講料は無料。ただし、

計で会員事業者約300人が参加した。さらに今後、 ったと説明した。

が多い実態を指摘。 こうした取引実態を改

策として、省令改正や「ガ

をルール化することにな いて、書面でのやり取り より、引き受け業務と対 価の運賃・料金などにつ イドライン」制定などに 善し適正化するための方

標準運送約款の改正で 運送条件 荷主や元請けなどに

業務が行われている場合 条件を明確にしないまま

めた。東ト協は3月3日にも同研修会を開催し、

合

界全体で進めてもらうことが重要」と取り組みを求 送条件などを明確化する書面化が有効と強調し、「業 て行われ、同氏は運送取引の適正化のためには、運 東運輸局自動車交通部の齋藤隆貨物課長を講師とし

3月27日、4月7日に追加開催する。

わけではない」とし、 ったが「やらなくていい

を開催した。物流を取

国際海上物流の改善

物流産業イノ

ーションなど。 労働力不足

力不足問題をはじめ、

アドバイザリー会議」

界の取引実態からして Gマーク事業所の申請を 承知しているが、ぜひ普 及・定着させていただき 「難しい面があることは

授をはじめ、学 ・野尻俊明教 ・野尻俊明教 政策に反映してし、今後の物流関について議論り巻く現状や課 いく方針。 国交省

題に関する専

界や荷主企業関係者な 識経験者および物流業 物流アドバイザリー 会議を設置 会議では、ト 参画。第1回 の各社役員が ーは8人で、日 本通運・佐川急 門アドバイザ

ど11人を常任アドバイ じて専門アドバイザー ーとし、テーマに応 る運転者不足の深刻化ラック運送業界におけ 今後の輸送需給の逼迫 などについて説明し、 に強い懸念を示した。

春の金 1月(き)日は 界ト協街頭活動 ノ統 4月6~15日 実施日

圓 **炎通安全運動**

第1・2回講 前期分講習のう する。

成26年度運行管理者等基

(前期分)

を実施

13~15日/板橋文化会館

※講習時間

習(いずれも貨物)

NASVA

運管基礎講習

3月7

日から受付中

VAホー

ページ N A S

※詳細:

26年度第

1

2回講習

から予約受付を行

既に3月7日

第1051号

4日から予約受付を開始

後4時30分。

どで対応)。 できない場合は、

受講の手数料は870

3日間の講習すべ

「ナスバ講習予約確認書」

※予約完了時に必ず

央会のホームページを参

※公募要領などは同

日目=午前9時30分~午 ~午後4時45分、2·3

日目=午前10時15分

こちらから」にアクセス

して行う(ネット利用が

開催日程・会場などは

お、第3回以降は、4月

になり次第締め切り)。な っている(各回とも定員

合

初 団結 全 玉 大 難題克服

催者あいさつ。業界では

続いて、

星野会長が主

中、「26年度は労働力確運転者不足が顕在化する けて採用・教育などに力 保を最大の課題に位置付

さつ。 を注ぎたい」と述べた。 の加賀至貨物課長があ 局長の松本洋平衆議院議 来賓として自民党青年 国土交通省自動車局

全ト協

消費税増税の転嫁へ

協力求めるCM放送

全ト協は提供ラジオ番組「ドライ バーズ・リクエスト」(TBS ラジオ) で2月17日から、消費税増税に伴 う運賃・料金への転嫁に関するCM を放送している。

CMには小幡鋹伸副会長が出演 し、「現在、トラック運送業界は燃 料高騰で大変厳しい状況にある」な どとして、円滑な転嫁について理解 と協力を呼びかけている。

組に対する顕彰」授与式

たま駅長に学ぶ」、光信氏が「忠恕の!

「忠恕の経営~

- と題し

③小規模事業者型があれ①成長分野型②一般型

補助上限額は①が1

「青だけど

車は私を

るかな!

が行われ、また両備グル

ープ代表兼CEOの小嶋

て講演した。

革新的サー

・ビス」

助対象事業を公募

万円で、補助率はいずれ資が必要)、③が700

も3分の2。

0万円(いずれも設備投

等による先進的な事業取

大会では「青年経営者

会(佐久間恒好部会長) (星野良三会長) 青年部 全日本トラック協会 年部会が発足し、 開会のあいさつを行い、冒頭、佐久間部会長が 行ってきたが、昨年、年経営者中央研修会」 初の全国大会。 呼年、 青 回が 中小企業庁

は2月21日、新宿区西新 組織が一つの節目を迎 服していくか検討してい 「歴史ある青年経営者の 業界の難題をどう克 っている。 年度補正予算による「中 のづくり・商業・サービ ス革新事業」の公募を行 小企業・小規模事業者 も 新サービスの開発や設 小企業庁は、平成25

支所は5月から順次、 NASVA) 東京主管 軍事故対策機構 平 140人▽第2回=5月日/東ト総合会館/定員 次の通り。 ▽第1回=5月7~9

を開催した。「今こそ団 730人が参加した。 ひとつの力へ」をテ 平成25年度全国大会 きたい」と述べた。

宿の京王プラザホテル

てを修了した場合、 備投資などによる、新た 了証書」を交付。 修 ス」の2類型で、それぞ をプリントアウトし、

講

して「GPSを活用した

ラック運送関係の事例と

過去に対象となったト

り技術」「革新的サービ

対象事業は「ものづく

ける。NASVAホーム ネット予約により受け付 、ージ/「講習の予約は 申し込みは、インター 3621·9941、F 管支所講習担当(603・ **せ先=NASVA東京主** 習当日に持参のこと。 ▽申し込み・問い合わ 9 9 4 4)° AX 03 · 3 6 2 1 · ある。 送会社への転換」や、「食 品輸送における新温度帯 システムの構築」などが 管理システムで提案型運

切りが5月14日 (いず 域事務局)。 も当日消印有効)。 方法は郵送。 中小企業団体中央会 が3月14日、 ▽申請先=各都道府県 公募期間は1次締め . 2次締め ѡ

> 営業用トラック関与の 平成 26年1月末現在の都 内全域の交通事故発生件数 は3,096件で、前年同月比

要件を満たせば、トラッ

し支援するもの。

所定の

は自社で実施しておら

「革新的サービス」

ح

な取り組みに対して補助

ク運送事業者の取り組み

わ

れていないサービス。 他社でも一般的に行

も対象となる。

申請時に経営革新計画の

承認を受けていることが

68件減少し、死者数は8人で同5人の 減少となった。 営業用貨物車の関与事故(「違反別」

表の下段「注」参照)発生件数は、253 件で同23件減少し、死者数は2人で 前年と同数だった。 事故類型別では、右左折時の車両相

互事故が37件で同6件の増加で、死者 数は1人だった。

違反別では、安全不確認による関与 事故が74件と最も多く、前方不注意に 関する違反は46件で同13件減と減少 に転じている。

時から同試験センター のホームページ (HP) 知書を本人に郵送する。 掲載)は3月3日から、

25年度第2回

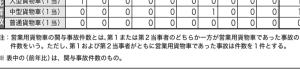
東京会場で 2,201人受験

5面掲載)。正答(3面 受験した。受験率は85・ 6%だった (問題は4・ れ、東京会場(東京都市 管理者試験(貨物) 1人のうち2201人が 月2日、全国一斉に行わ 大学)では申請者257 平成25年度第2回運行 が 3

遠京河 **学業田トラック関与の交通事故** (平成26年1月末)

国政が 呂未用トフック 関子の交通事政 (TM20年17787)													
			安全 不確認	前方 不注意	交差点 安全進行	歩行者 妨害	一時 不停止	ハンドル ブレーキ		徐行 違反	右左折	その他	計
発生件数	大型	1 当件数	10	10	1	0	0	0	0	0	1	6	28
		関与事故件数	- 11	10	1	0	0	0	0	0	1	- 11	34
		(前年比)	±Ο	+4	- 1	±Ο	±0	- 6	- 2	±0	+1	- 4	-8
	中型	1 当件数	21	20	5	2	0	3	2	0	0	12	65
		関与事故件数	21	21	7	2	0	3	2	0	0	31	87
		(前年比)	- 10	- 11	-2	- 3	- 1	- 3	- 2	±0	±Ο	±Ο	- 32
	普通	1 当件数	41	15	18	2	0	7	1	0	0	12	96
		関与事故件数	42	15	23	2	0	7	1	0	0	42	132
		(前年比)	+24	- 6	+7	- 2	- 3	+4	- 2	±0	±0	- 5	+17
	合計	1 当件数	72	45	24	4	0	10	3	0	1	30	189
		関与事故件数	74	46	31	4	0	10	3	0	1	84	253
		(前年比)	+14	- 13	+4	- 5	- 4	- 5	- 6	±0	+1	- 9	- 23
死者数	大型貨物車(1当)		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	中型貨物車(1当)		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	普通貨物車(1当)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注: 営業用貨物車の関与事故件数とは、第1または第2当事者のどちらか一方が営業用貨物車であった事故の 件数をいう。ただし、第1および第2当事者がともに営業用貨物車であった事故は件数を1件とする。





(3)

を開催する。

東ト協は3月24日、

物流業界の経営対策~消 月からの「消費税増税と 響が懸念されている、 わけ中小企業経営への影

度」の申請に関する説明 部会長) は4月14日、平 会を開催する。 成26年度から実施される 引越事業者優良認定制

2014年(平成26年)3月10日 越専門部会(五十嵐良夫 ら12時までと、午後2時

東京都トラック協会引

開催時間は午前10時か

を頒布し、7月に申請受 もので、4月から申請書 年度から創設・開始する 全日本トラック協会が26 会議室。参加費は無料。 場は東ト総合会館7階大 から4時までの2回。会 引越優良認定制度は、

緯や、制度の詳細、具体 行う予定。 付、12月に認定・公表を 的な申請方法などについ この認定制度創設の経 回経営者実務セミナー

今回のテーマは、とり

は3月19日。

経営者実務セミナ

3月24日開催

申請方法など説明会 引越優良認定制度

4月14日開催

日までに、申込書に記入 担当者が説明する。 参加申し込みは3月28

健

9 · 4983) 01, FAX03 · 335 せ先=東ト協事業振興部 の上、FAX送信する。 (**a**3·3359·34 ▽申し込み・問い合わ

> 福利厚生対策研修会 康起因事故 3月18日開催 防止

開催する。時間は午後1 利厚生対策事業研修会を 東ト協は3月18日、 福 定の確立を!」(保障の プラン、早期の安心・安 研修内容は①「ライフ

ライバーの健康が社会を

物流を支える) =

康起因事故防止対策」(ド

3時から4時3分まで、 施するもので、定員は80 営者・管理者を対象に実 会議室。会員事業者の経 会場は東ト総合会館4階 人。参加費は無料。 申込書」に記入の上、F 事務所代表で中小企業診 AX送信する。 師は河合中小企業診断士 断士の河合正尚氏。 受講申し込みは「参加 締め切り 連絡票」に記入の上、 講師・NPO法人ヘルス 貞子副理事長。 ケアネットワークの作本

受講申し込みは「出席

F

せ先=東ト協教育研修部 37, FAX03·335 (**2**03·3359·41 ▽申し込み・問い合わ せ先=東ト協支部連絡部 1 87 9 0 33、FAX3·335 (a) 33 59 41 ▽申し込み・問い合わ

工組合中央金庫・信用保

証協会・商工会議所・都

が、運転資金につい

基準金利を適用する

例

年度末には窓

に

「混雑予想カ

ではホームペー

が混雑するが、

今年

ダー」

を掲載。

けている。

取締役(ファイナンシャ ラック事業者に於ける健 ンLaboの宮越肇代表 方)=講師・FPユニオ ルプランナー)、②「ト

館7階大会

4時45分ま

で、

会場は

中小企業庁

資金繰り支援など 「特別相談窓口」

> 業局などに、「原材料・ エネルギーコスト高対策

道府県中小企業団体中央

および各地方経済産

脱却等特別相談窓口」を 特別相談窓口」「デフレ

金利引き下げを行う。

掲載。

資金繰り支援策を実施す を受けている中小企業・ ギーコスト高などの影響 する相談に応じている。 で特別相談窓口を設置 るとともに、2月24日付 小規模事業者に対して、 中小企業庁は、エネル 日本政策金融公庫・商 資金繰りや経営に関 る。貸付限度額は中小企 業事業が7・2億円、 資金を対象に低利融資す 環境変化対応資金)によ が15年以内、 民生活事業が4800万 ティネット貸付」(経営 資金繰り支援策として 「経営支援型セーフ 貸付期間は設備資金 設備資金および運転 運転資金が

がないできますることが予想 査・登録窓口が旬には自動車や 行うように呼び 早めに手続きを 年度末の3月下 **陝査独立行政法人関** 関東運輸局と自動車 《検査部は、 今 雑が検 関運局など 自動車検査・登録 どを控え、 度末は消費税の増税な 早めに手続きを! れるため、遅くることが予想さ うよう促して 旬 とも3月上・中 て混雑し、手続 りよう促していりに手続きを行 なお、 例年に増し 関運局

店頭で顧客が注文した本(客注本)を、 早く確実に届ける書店向けのサービス強 大手取次が取り組んでいる。 春から、宅配便を利用して最速で注文の に書店へ届けるサービスも開始し 生き残るため、手数料を負担してで ンターネット書店並みのスピード 利用が広がっているという。

Quick Book」という書 を優先して取り寄せ、着 タイトル別の在庫数をシ 店向けサービスをスター ステムの画面に表示す で在庫引き当てを行い、 う書店を対象に、客注品 ステムを使って発注を行 る。書店は在庫数を確認 何日も確約する有料サー した上で発注ができ、画 受注時にリアルタイム 日販が開発したSAシ りヒット率が高い。 クナンバーにも対象を広 た。さらに、雑誌のバッ り寄せができるようにし も「Quick Book」で取 ンターに在庫がない商品 力を得て、web-Book セ 翌年には、出版社の協

ビスだ。

書店の注文数は3年間で サービスは有料だが

12月に、「本の超特Q! 売は約4年前の平成21年 点の在庫からも引き当て 通常の注文品よりもかな が行われる。このため、 Book センター」の50万 運営するネット書店の に確保している 「web -「Honya Club.com」 用

トさせた。

翌日に書店着荷 宅配便で最速、 ネット通販並みのスピード実現

客に対し利便性をアピー

のスピードになじんだ顧

これでは、ネット書店

間短縮は困難だった。 組みでは、これ以上の時 で書店へ届ける物流の枠 書店からは改善を求める ルしにくいのが実情で、 が上がっていた。 だが既存の送品機能を い、出版物輸送ルート

の宅配手数料を払う。

手数料の値下げも

出版物の売り上げが縮

汪品送品の新サービス 「ス パーQuick Book」を そこで、宅配便による客

する年末年始も、

斗直、ド・・~ 「Quick Book」の手数 昨年12月に、日販は また、出版物輸送が停止 料値下げに踏み切った。

栄で勝ち残りを目指して 小傾向にある中、共存共 (ジャーナリスト

平成25年度 第2回

(平成26年3月2日実施)

巴

運行管理者試験問題正答 [貨物]

を図る場合0・1%、 支援を受ける場合0・4定支援機関などの経営 ②雇用の維持・拡大 問 3 問 4 問 5 問 6 A:2, B:2 3 2,3 1,3 C:2, D:1 問 7 問 9 問12 問 8 問10 問 11 ① の A:1, B:2 3 3 4 2,3 C:2, D:1 「特別相談窓口」一覧をなお、ホームページに 問13 問14 問15 問16 問17 問18 合計で0・5%軽減する。 ②ともに該当する場合、 A:2.B: 3 2 4 3 C:2, D:2 問19 問20 問21 問22 問23 問24 A:2, B:1 3 2,4 3 1 3,4 C:2, D:1 問25 問26 問27 問28 問29 問30 適 3,4 適 2,3 適 1,3 4 不適 2,3,4 不適 1,2 不適 1,4 不適 2,4

(試験問題は 4・5 面)

あけられていた。首都圏 が、日曜・祝日をはさむ 2・5倍に増えた。 はまだネット書店に水を の着荷は最速で3日目だ ただし、スピード面で ビスだ。 配便で書店に届けるサー センターから出荷し、宅 構築し、昨年3月にスタ ートさせた。web - Book

大手取次 客注本のサービス強化

通常の客注本向け在庫

速のスピードを実現し 海道と九州、沖縄の一部 州全域へ翌日に着荷、北 し、午前中の注文なら本 へは翌々日着荷という最 出荷体制も一部見直

び、書店に届くのは5日

と4日目になる。北海道

や九州ではさらに1日延

の手数料に上乗せして、 書店は「Quick Book」

3冊ごとに一律250円

店。それを支援するたく本を取り寄せたい書 まねいていないで、料金 用意した日販。 とは別の物流の枠組みを を負担してでも1日も早 客を奪われるのを手をこ あえて既存のルート

を利用している。 ネット書店に店頭の顧

の書店が「Quick Book」 昨年12月現在、3500

料金で提供し、支援を強

Quick Book」を半額の に期間限定で「スーパー

商品を確保しやすいよう

カメラは見ていた。その瞬間を! **YAZAKI**

ご希望がございましたら、ご連絡下さい。

を付けてみませんか?

矢崎エナジーシステム 特約販売店

03-5727-1600 本社

板橋(営) 03-5916-3557 ホームページ http://www.setagaya-yss.co.jp E-mail : postmaster@setagaya-yss.co.jp

運行管理者 試験問題

平成26年3月2日実施

貨物

・問題は、1ページから30ページまでの30間です。 答えを記入の際は、各問題の設問の指示に従い解答して下さい。 なお、設問で求める数と異なる数の解答をしたもの、及び複数の 解答を求める問題で一部不正解のものは、正解としません。

※問題文は原文のまま掲載しています。正答は3面に掲載

1. 貨物自動車運送事業法関係

問1 次の記述のうち、貨物自動車運送事業法における定義として誤って いるものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

- 1. 貨物自動車運送事業とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動 車運送事業、貨物軽自動車運送事業及び貨物自動車利用運送事業をいう。 2. 一般貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車(輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。)を使用して貨物を運送する 事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。
- 3. 貨物軽自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車(輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。)を使用して貨物を運送する 事業をいう。

4. 特別積合せ貨物運送とは、一般貨物自動車運送事業として行う運 送のうち、営業所その他の事業場において集貨された貨物の仕分を行い、 **集貨された貨物を積み合わせて他の事業場に運送し、当該他の事業場に** おいて運送された貨物の配達に必要な仕分を行うものであって、これらの 事業場の間における当該積合せ貨物の運送を定期的に行うものをいう。

問2 次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業者が法令の定めにより 公表すべきとされている輸送の安全に係る事項として誤っているものを1 <u>つ</u>選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

- 1 輸送の安全に関する基本的な方針 2 輸送の安全に関する目標及びその達成状況
- 3 統括運行管理者及び運行管理者の職務及び権限
- 4. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

問3 次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業の運行管理者の行わな ければならない業務として正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄

- 1. 運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければなら 🔹 該乗務を行った運転者ごとに記録させなければならない。 ない営業所にあってはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全 の確保に関する業務の処理基準に関する規程(運行管理規程)を定めること。
- 2 事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の発生日時等 所定の事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営 業所において3年間保存すること。
- 3. 異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそ れがあるときは、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保す るために必要な措置を講ずること。
- 4. 休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための 時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従

問4 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼につい ての次の文中、A、B、C、D に入るべき字句としていずれか正しいものを 1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

- 1 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする 運転者に対し、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。以 下同じ。)により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び 問10 自動車の検査等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ A を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために 選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。 呼を行う場合にあっては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点 付を受けることができなかったときは、当該自動車に表示してはならない。 呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼 を行うことができる。
- 酒気帯びの有無 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないお

それの有無

- 道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検
- の実施又はその確認 2 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者
- び

 C

 並びに他の運転者と交替した場合にあっては法令の規定による

 なければ、これを運行の用に供してはならない。 D 報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければな
 - 1. 指 導 2. 確認 1. 適切な助言 2. 必要な指示 1. 健康な状態 2. 運行の状況

1. 通告について

問 5 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の事業用自動 車に係る運行記録計(道路運送車両の保安基準の規定に適合する運行記 録計。以下同じ。)による記録についての次の記述のうち、誤っているもの を1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

2. 確認事項の

- 当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計によ の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマー り記録し、かつ、その記録を3年間保存しなければならない。
- の普通自動車である事業用自動車に係る運転者の乗務について、運行記・トレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平 録計による記録を行わなければならない。
- の普通自動車である事業用自動車に該当する被けん引自動車をけん引する 7イルムが貼り付けられた場合、当該フィルムが貼り付けられた状態におい けん引自動車である事業用自動車に係る運転者の乗務について、運行記 ても、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野 問18 労働基準法に定める労働契約等についての次の記述のうち、<u>誤っ</u> 録計による記録を行わなければならない。
- 4. 事業者は、特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用 : 保できるものでなければならない。 自動車に係る運転者の乗務について、運行記録計による記録を行わなけ 3. 車両総重量が20トン以上のセミトレーラをけん引するけん引自動車

問6 貨物自動車運送事業者の過労運転の防止についての次の記述のう : 4. 停止表示器材は、夜間 200 メートルの距離から走行用前照灯で照 : はならない。 ち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 一般貨物自動車運送事業者は、事業計画に従い業務を行うに必要 な員数の事業用自動車の運転者(以下「運転者」という。)を常時選任して おかなければならず、この場合、選任する運転者は、日々雇い入れられる者、 2ヵ月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者 (14日 を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。) であってはならない。

2. 貨物自動車運送事業者は、運転者及び事業用自動車の運転の補助 に従事する従業員(以下「乗務員」という。)の生活状況を把握し、疲労に より安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗 務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

3. 一般貨物自動車運送事業者は、運転者が長距離運転又は夜間の運 転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することがで きないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための運 転者を配置しておかなければならない。

4. 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者は、当該特 別積合せ貨物運送に係る運行系統であって起点から終点までの距離が 150 キロメートルを超えるものごとに、①主な地点間の運転時分及び平均 速度②乗務員が休憩又は睡眠をする地点及び時間③交替するための運転 者を配置する場合にあっては、運転を交替する地点について事業用自動 車の乗務に関する基準を定めなければならない。

問7 一般貨物自動車運送事業者の自動車事故報告規則に基づく自動車 事故報告書の提出についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、 解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

- 1. 事業用自動車が転覆し、転落し、火災 (積載物品の火災を含む。) を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突し、若しくは接触した 事故があった場合には、当該事故があった日から30日以内に、自動車事 故報告規則に定める自動車事故報告書(以下「報告書」という。)3 通を当 該事業用自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長等を経由して、 国土交通大臣に提出しなければならない
- 2 道路交通法に規定する酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等 無資格運転又は麻薬等運転を伴う事故があった場合には、当該事故があ った日から30日以内に、報告書3涌を当該事故に係る事業用自動車の 使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長等を経由して、国土交通大臣に 提出しなければならない。
- 3. 事業用自動車が高速自動車国道法に定める高速自動車国道又は道 路法に定める自動車専用道路において、6時間以上自動車の通行を禁止 させた事故があった場合には、当該事故があった日から30日以内に、報 告書3通を当該事業用自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局 長等を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない

4 自動車の装置(道路運送車両法第41条に掲げる装置をいう。)の 故障により、事業用自動車が運行できなくなった場合には、報告書に当該 事業用自動車の自動車検査証の有効期間、使用開始後の総走行距離等 所定の事項を記載した書面及び故障の状況を示す略図又は写真を添付し なければならない。

問8 一般貨物自動車運送事業者が運転者に記録させる乗務等の記録に ついての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当す る欄にマークしなさい。

- 1. 運転を交替した場合にあっては、その地点及び日時を当該乗務を行 った運転者ごとに記録させなければならない。
- 2. 休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点、日時及び休憩の方 法を当該乗務を行った運転者ごとに記録させなければならない。
- 3. 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動 車である事業用自動車に乗務した場合にあっては、貨物の積載状況を当
- 4. 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務 した距離を当該乗務を行った運転者ごとに記録させなければならない。

2. 道路運送車両法関係

問9 道路運送車両法の目的についての次の文中、A、B、C、Dに入る べき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄に

マークしなさい。 この法律は、道路運送車両に関し、所有権についてのA って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵 🚼 並びに安全性の確保及び 🔃 B_その他の環境の保全並びに整備について C を図り、併せて自動車の整備事業の健全な D に資すること

こより、公共の福祉を増進することを目的とする。 1. 公 証 2. 認 証 耐久性の確保 2. 公害の防止 情報の活用 2. 技術の向上

D l. 発 達

2. 経 営

■ をしなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組 1.検査標章は、当該自動車検査証がその効力を失ったとき、又は継続 が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点 検査、臨時検査若しくは構造等変更検査の結果、当該自動車検査証の返

- 2. 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があっ たときは、法令で定める場合を除き、その事由があった日から15日以内に 当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受 けなければならない。
- 3. 自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動 車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行 う継続検査を受けなければならない。
- 4. 指定自動車整備事業者が交付した有効な保安基準適合標章を自動 2 貝物日助平型心野不日16、チネパロコットでは、 に対し、対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及 車に表示している場合であっても、当該自動車に自動車検査証を備え付け

問11 事業用自動車の日常点検基準についての次の記述のうち、走行距離、 運行時の状態から判断した適切な時期に点検を行えばよいとされているも のを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

- 1. ブレーキの液量が適当であること。
- 2. タイヤの溝の深さが十分であること。 3. 原動機のファン・ベルトの張りが適当であり、かつ、ファン・ベルト に損傷がないこと。
- 4. 灯火装置及び方向指示器の点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、 汚れ及び損傷がないこと。

1. 事業者は、法令に定める事業用自動車に係る運転者の乗務について、 問12 道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示についての次 クしなさい。

- 2. 事業者は、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上 1. 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ(セミ 距離) 12メートル、幅 2.5メートル、高さ 3.8メートルを超えてはならない。
- 3. 事業者は、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上 2. 自動車の前面ガラス及び側面ガラス (告示で定める部分を除く。) は、 の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上であることが確
 - には、灯光の色が黄色であって点滅式の灯火を車体の上部の見やすい筒 所に備えることができる。

射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであることなど告 示で定める基準に適合するものでなければならない。

東京都トラック時報

3. 道路交通法関係

問13 合図等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用 紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 車両等(自転車以外の軽車両を除く。)の運転者は、左右の見とおし Dきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしの きかない上り坂の頂上を通行しようとするときは必ず警音器を鳴らさなけ ればならない。

2. 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置 を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人 に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

車両(自転車以外の軽車両を除く。)の運転者が同一方向に進行した ら進路を左方又は右方に変えるときの合図を行う時期は、その行為をし とする地点から30メートル手前の地点に達したときである。

4. 車両(自転車以外の軽車両を除く。)の運転者は、左折し、右折し 転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を 変えるときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの 行為を終わるまで当該合図を継続しなければならない。

問14 道路交通法に定める最高速度違反行為についての次の文中、A、B. C、Dに入るべき字句として<u>いずれか正しいものを1つ</u>選び、解答用紙の 該当する欄にマークしなさい。

車両の運転者が最高速度違反行為を当該車両の使用者(当該車両の運 転者であるものを除く。以下同じ。)の業務に関してした場合において、当 該最高速度違反行為に係る車両のAが当該車両につき最高速度違 反行為を防止するため必要な B の管理を行っていると認められないと きは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両 の使用者に対し、最高速度違反行為となる運転が行われることのないよう 運転者に C し又は助言することその他最高速度違反行為を防止する ため必要な措置をとることをD」することができる。

1. 所有者 2. 使用者 1. 運 行 2. 乗 務 1 教 育 2 指 導 1. 勧告 2. 指示

問15 徐行及び一時停止等に関する次の記述のうち、誤っているものを1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 車両は、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ない場合に おいて歩道等を横断するとき、又は法令の規定により歩道等で停車し、若 しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、歩道等 こ入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなけれ ばならない

2. 車両等は、道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急 な下り坂を通行するときは、徐行しなければならない

3. 車両等は、横断歩道等(当該車両等が通過する際に信号機の表示 する信号又は警察官等の手信号等により当該横断歩道等による歩行者等 の横断が禁止されているものを除く。) 又はその手前の直前で停止している 車両等がある場合において、当該停止している車両等の側方を通過してそ の前方に出ようとするときは、その前方に出る直前で停止することができる ような速度で進行しなければならない。

4. 車両は、歩道と車道の区別のない道路を通行する場合その他の場 合において、歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を 保ち、又は徐行しなければならない。

問16 運転免許(以下「免許」という。)の仮停止等に関する次の記述のう ち、<u>誤っているものを1つ</u>選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 免許を受けた者が自動車等の運転に関し、交通事故を起こして人を 死亡させ、又は傷つけた場合において、道路交通法第72条(交通事故 の場合の措置) 第1項前段の規定(交通事故があったときは、直ちに車 両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等 必要な措置を講じなければならない。) に違反したときは、その者が当該 事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事 故を起こした日から起算して30日を経過する日を終期とする免許の効力 の停止(以下「仮停止」という。)をすることができる。

2. 免許を受けた者が自動車等の運転に関し、酒気を帯びて車両を運 転し、その運転をした場合において酒に酔った状態 (アルコールの影響に より正常な運転ができないおそれがある状態。)であった者が、交通事故 を起こしたときは、当該交通事故の発生場所を管轄する警察署長は、事 故による死者又は負傷者がない場合であっても、その者に対し、免許の 効力の仮停止をすることができる。

3. 警察署長は免許を受けた者に対し免許の効力の仮停止をしたときは、 当該処分をした日から起算して5日以内に、当該処分を受けた者に対し弁 明の機会を与えなければならない。

4. 免許を受けた者が自動車等の運転に関し、当該自動車等の交通に よる人の死傷があった場合において、道路交通法第72条(交通事故の場 合の措置) 第1項前段の規定(交通事故があったときは、直ちに車両等 の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要 な措置を講じなければならない。) に違反したときは、その者が当該違反 をしたときにおけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免 許を取り消すことができる。

問17 大型貨物自動車の過積載(車両に積載をする積載物の重量が法令 による制限に係る重量を超える場合における当該積載。以下同じ。)に関す る次の記述のうち、<u>誤っているものを1つ</u>選び、解答用紙の該当する欄に マークしなさい。

- 1. 警察官は、積載物の重量の制限を超える積載をしていると認められ る自動車が運転されているときは、当該自動車を停止させ、並びに当該自 動車の運転者に対し、自動車検査証その他政令で定める書類の提示を求 め、及び当該自動車の積載物の重量を測定することができる。
- 2. 警察官は、過積載をしている自動車の運転者に対し、当該自動車に 係る積載が過積載とならないようにするため必要な応急の措置をとること を命ずることができる。
- 3. 荷主は、自動車の運転者に対し、当該自動車への積載が過積載とな るとの情を知りながら、積載重量等の制限に係る重量を超える積載物を当 該自動車に積載させるため、当該積載物を引き渡す行為をしてはならない。 4. 警察署長は、荷主が自動車の運転者に対し、過積載をして自動車 を運転することを要求するという違反行為を行った場合において、当該荷

主が当該違反行為を反復して行うおそれがあると認めるときは、内閣府令

で定めるところにより、当該自動車の使用者に対し、当該違反行為に係る

運送の引き受けをしてはならない旨を命ずることができる。

4. 労働基準法関係

ているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必 要な期間を定めるもののほかは、3年(労働基準法第14条各号のいずれ

2. 労働契約の締結に際し、使用者から明示された労働者に対する賃金、 労働時間その他法令に定める労働条件が、事実と相違する場合においては、

労働者は、即時に労働契約を解除することができる。 3. 使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため に休業する期間及びその後 6 週間並びに産前産後の女性が労働基準法 第65条(産前産後)の規定によって休業する期間及びその後6週間は、 解雇してはならない。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために 事業の継続が不可能となった場合等においては、この限りでない。

4. 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30 日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、 30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。ただし、天災事変その 他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者 の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

問19 労働基準法に定める就業規則についての次の記述のうち、誤って いるものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、始業及び終業の時刻、 休憩時間、休日、休暇に関する事項等法令に定める事項について就業規 則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。

2. 使用者は、法令に基づき作成した就業規則について、法令に定める 事項を変更した場合は、行政官庁に届け出なければならない。

3. 使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に、労 働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合 労働者の渦半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の渦半 数を代表する者と協議し、その内容について同意を得なければならない。

4. 就業規則で労働者に対して減給の制裁を定める場合においては、そ の減給は、1回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、総額が一賃金支 払期における賃金の総額の10分の1を超えてはならない。

問20 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める目的 等についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正し いものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1 この基準は、自動車運転者(労働基準法(以下「法」という。)第9 条に規定する労働者 (同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用 される者及び家事使用人を除く。) であって、 A の運転の業務 (厚生 労働省労働基準局長が定めるものを除く。) に主として従事する者をいう。) の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の 労働時間等のBBを図ることを目的とする。

2 労働関係の当事者は、この基準を理由として自動車運転者の労働 条件を低下させてはならないことはもとより、そのCCに努めなければ

3 使用者は、 D その他の事情により、法第36条第1項の規定 に基づき臨時に労働時間を延長し、又は休日に労働させる場合においても、 その時間数又は日数を少なくするように努めるものとする。

> 1. 二輪以上の自動車 2. 四輪以上の自動車 l. 労働条件の向上 2. 労働契約の遵守 1. 維持 2. 向上 季節的繁忙 2. 運転者不足

問21 貨物自動車運送事業の「自動車運転者の労働時間等の改善のた めの基準」(以下「改善基準」という。)の定めに関する次の記述のうち、 正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。ただし、 1人乗務で、フェリーには乗船せず、また、隔日勤務には就いていない場 合とする。

1. 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(以下「ト ラック運転者」という。)の拘束時間は、1ヵ月について 298 時間を超え ないものとすること。ただし、労使協定があるときは、改善基準で定める 範囲内において延長することができる。

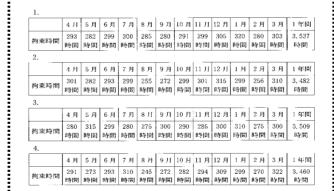
2. 使用者は、トラック運転者の1日(始業時刻から起算して24時間 という。以下同じ。)についての拘束時間は、13 時間を超えないものとし、 当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16 時間とす ること。この場合において、1日についての拘束時間が 15 時間を超える 回数は、1週間について2回以内とすること。

3. 使用者は、トラック運転者の運転時間は、2日(始業時刻から起算 て48時間をいう。)を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間 当たり 40 時間を超えないものとすること。 4. 使用者は、トラック運転者の休息期間については、当該運転者の住 所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるよ

うに努めるものとする。 問22 下表は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の1年間 の各月の拘束時間の例を示したものであるが、このうち、「自動車運転者 の労働時間等の改善のための基準」に<u>適合しているものを1つ</u>選び、解

答用紙の該当する欄にマークしなさい。 ただし、「1ヵ月についての拘束時

間の延長に関する労使協定」があるものとする。



問23 下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の5日間 の勤務状況の例を示したものであるが「自動車運転者の労働時間等の改 善のための基準」に基づく1日の拘束時間の次の組合せのうち、正しいも <u>のを1つ</u>選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。



2. 1日目:12時間 2日目:12時間 3日目:11時間 4日目:12時間 3 1 日日:12 時間 2 日日:12 時間 3 日日:12 時間 4 日日:13 時間

5. 実務上の知識及び能力

問24 点呼の実施に関する次の記述のうち、適切なものを2つ選び、解 答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1 乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務 を担当する運転者については、運行の安全を確保するために必要な事項 等を記載した運行指示書を作成し、これを携行させている。このため、運 行管理者は運転者に対し、携行している運行指示書に記載されている事 項を確認し、それに基づき運行するよう指導していることから、電話等に よる乗務前の点呼では、改めて事業用自動車の運行の安全を確保するた めに必要な事項について指示をすることはしていない。

2. 出庫時から同乗する交替運転者の乗務前の点呼については、運転 を交替する地点において、テレビ機能付き携帯電話で行い、事業用トラッ 間走行時の死角」等があるので、運転者に対して、これらの死角の特性 クに車載するアルコール検知器で酒気帯びの有無を確認している。したが って、運行管理者は、出庫時から同乗する交替運転者が出庫時にアルコ ールの匂いがしていても、運転を交替する地点での乗務前の点呼において アルコールが検知されなければ、当該運転者に運転させている。

3 輸送の安全の確保に関する取組みが優良であると認められた A 営 業所(全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優 良事業所) に選任された運行管理者は、営業所から離れた場所にある当 : 該営業所のB車庫から乗務を開始する運転者に対して、当該車庫に設置し てある国土交通大臣が定めた機器を使用して乗務前の点呼を行っている。

4. 運行管理者の補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監 督のもと行われるものである。したがって、運行管理者の補助者が行う点 呼において、運転者が酒気を帯びていることが確認された場合には、直 ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、 その結果に基づき当該運転者に対し指示しなければならない。

問25 点呼の実施に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の 「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしな

1. 運行管理者は、乗務前の点呼において運転者の健康状態を的確に 確認することができるようにするため、健康診断の結果等から異常の所見 がある運転者又は就業上の措置を講じた運転者が一目で分かるように、 個人のプライバシーに配慮しながら点呼記録表の運転者の氏名の横にマ ークを付与するなどして、これを点呼において活用している。

2. 定期健康診断の結果、すべて異常なしとされた運転者については、 健康管理が適切に行われ健康に問題がないと判断されること、また、健 康に問題があるときは、 事前に運行管理者等に申し出るよう指導している ことから、乗務前の点呼における疾病、疲労等により安全な運転をするこ とができないおそれがあるか否かの確認は、本人から体調不良等の報告 がなければ、行わないこととしている。

3. 運行管理者が不在の際、運行管理者の補助者が運転者に対して乗 務前の点呼を行った。点呼において、運転者の顔色、動作、声等を確認 したところ、普段の状態とは違っており、健康状態に問題があり安全な運 転に支障があると感じたが、本人から「安全な運転に支障はない。」との 報告があったので、そのまま乗務させた。

4. 乗務前の点呼において、運行管理者が運転者に対して酒気帯びの 有無を確認しようとしたところ、営業所に備えられているアルコール検知器 が故障して作動しないため使用できずにいた。その際、同僚の運転者か ら個人的に購入したアルコール検知器があるのでこれを使用してはどうか との由し出があった 当該運行管理者は 当該アルコール給知器は故障 したアルコール検知器と同等の性能のものであったので、これを使用して 酒気帯びの有無を確認した。

問26 運行管理者の業務上の措置等に関する次の記述のうち、適切なも のには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」 の欄にマークしなさい。

1. 運行管理者は、運転者に対し乗務前の点呼を実施したところ、当該 運転者から「乗務する事業用トラックの左側のブレーキ・ランプのレンズが 割れている。」との報告を受けた。運行管理者は、ブレーキ・ランプにつ いては自動車の日常点検にかかわるものであるが、割れているランプは片 側だけであるので運行には差し支えないと考え、整備管理者に確認を求め

ず出庫させた。 2. 運行管理者は、貨物自動車運送事業法その他の法令に基づく運転 者の遵守すべき事項に関する知識のほか、事業用自動車の運行の安全を 確保するために必要な運転に関する技能及び知識について、運転者に対 する適切な指導及び監督をしなければならないが、その実施については、 個々の運転者の状況に応じて適切な時期に行えばよく、継続的、計画的

に行わなくてもよい。 3. 踏切の手前で一時停止した後、踏切を通過する際には、走行速度 が上がるにつれて原動機の回転数が上昇するため、変速装置を操作しがち である。しかし、変速装置を操作することによるトラブルの発生を防止する ため、そのまま踏切を通過することが大切であり、その旨を日頃より運転 者に対し指導を行う必要がある

4. 運行管理者の所属する営業所では、休憩施設が所属する運転者数 間30 運行管理者は複数の荷主からの運送依頼を受けて、右のとおり3 に対して慢性的に不足しており、運転者に休憩を十分に与えることが困難 🖁 日にわたる運行の計画を立てた。この計画に関する次の 1 〜 4 の<u>下線部</u> な状況にあった。当該運行管理者は、このような状況を放置すれば過労 🚦 運転につながりかねないと判断し、当該施設の整備については運行管理 者の行う業務の範囲外であることは承知していたが、事業者にこの現状を 伝え、早急に改善する必要があることを助言した。

問27 事業用自動車の運転者の健康管理に関する次の記述のうち、適切 なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不 適」の欄にマークしなさい。

1 事業者は、運行管理者に対し、労働安全衛生法の定めによる定期 健康診断を受診した運転者の一部に「要精密検査」との所見があっても、 普段の点呼において健康状態に異常があると確認できない限り、次の定期 健康診断までの間は医師の意見を聴かなくても、当該運転者に乗務させ

てもよいと指示した。 2. 事業者が、自社指定の医師による定期健康診断を実施したところ 一部の運転者は、当該健康診断を受診しなかった。このため、受診しな かった運転者は、他の医師が行う当該健康診断に相当する健康診断を受

け、その結果を証明する書面を当該事業者に提出した。 3. 漫然運転や居眠り運転の原因の一つとして、睡眠時無呼吸症候群の 呼ばれている病気がある。この病気は、狭心症や心筋梗塞などの合併症 を引き起こすおそれがあるので、安全運転を続けていくためには早期の発 見及び治療が重要であることから、事業者は、日頃から運転者に対し、

睡眠時無呼吸症候群の症状などについて理解させておく必要がある。 4 常習的な飲酒運転の背景には、アルコール依存症という病気がある といわれているが、この病気は専門医による早期の治療をすることにより 回復が可能とされており、一度回復すると飲酒しても再発することはない ので、事業者は、アルコール依存症から回復した運転者に対しては、飲酒 に関する指導を行う必要はない。

問28 自動車の運転に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙

の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークし 1. 自動車のハンドルを切り旋回した場合、左右及び前後輪はおのおの

別の軌跡を通る。ハンドルを左に切った場合、左側の後輪が左側の前輪

ホイールベースの長い大型車ほどこの内輪差が大きくなる。したがって、こ ような大型車を運転する運転者に対し、交差点での左折時には、内輪 差による歩行者や自転車等との接触、巻き込み事故に注意するよう指導す

- 2. 前方の自動車を大型車と乗用車から同じ距離で見た場合、それぞれ の視界や見え方が異なり、運転席が高い位置にある大型車の場合は車間 距離に余裕がないように感じ、乗用車の場合は車間距離に余裕があるよう に感じやすくなる。したがって、運転者に対して、運転する自動車による 車間距離の見え方の違いに注意して、適正な車間距離をとるよう指導する 必要がある。
- 3. 自動車は、運転者が直接見ることが出来ない箇所に対して後写鏡や アンダーミラー等を備えるなどして構造上の死角が少なくなるよう設計され ているが、なお、死角は存在する。その他にも「前走車、対向車など他の 交通による死角」、「道路構造、建物、樹木等道路環境による死角」、「夜 に十分注意して運転するよう指導する必要がある。
- 4. 交通事故の中には、二輪車と四輪車が衝突することによって発生す る事故が少なくない。このような事故を防止するためには、四輪車の運転 者から二輪車が、二輪車の運転者から四輪車がどのように見えているの か理解しておく必要がある。四輪車を運転する場合、二輪車に対する注 意点として、①二輪車も四輪車と同じように急に停車できない。②二輪車 は死角に入りやすく、その存在に気づきにくい。③二輪車は速度が速く感 じたり、距離が実際より近くに見えたりする。したがって、運転者に対して、 このような二輪車に関する注意点を指導する必要がある。

問29 荷主から下の運送依頼を受けて、A営業所の運行管理者が次のと おり運行の計画を立てた。この計画に関するア〜ウについて解答しなさい。

<荷主からの運送依頼>

B 工場で重量が 4,000キログラムの建設機材を積み、E 地点に 11 時までに運送する。

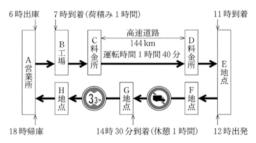
<運行の計画>

次の運行経路図に示された経路に従い運行する。

道路標識等により最高速度が指定されていない高速自動車国道 (高速自動車国道法に規定する道路 以下「高速道路」という) の C 料金所と D 料金所間 (走行距離 144 キロメートル) を、運転 の中断をすることなく1時間40分で走行する。

) F 地点と G 地点間の道路には 🕒 が、G 地点と H 地点間の 道路には 33 の道路標識が設置されているので、これらを勘案 して通行可能な事業用トラックを配車する。

〈運行経路図>



当該運行に適した車両を次の1~3の事業用トラックの中から選び、

#合用紙の該当りる欄にマークしなさい。												
業用	乗車定員	車両重量 (kg)	最大積載量	中両総重量	自動車の大きさ(m)							
ラック			(kg)	(kg)	長さ	中高	高さ					
1	2 人	9,870	10,000	19,980	11. 95	2, 49	3. 25					
2	2人	4,740	6, 500	11,350	10.80	2.49	3.10					

3 2人 3,620 4,250 7,980 8.46 2.23 3.29

高速道路の C 料金所と D 料金所間の運転時間を 1 時間 40 分とした ことが、適切な場合は解答用紙の「適」の欄に、適切でない場合は解 答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。

「ア. の解答」として選んだ事業用トラックを運転することができる運 転免許を次の $1\sim3$ の中から $\underline{t\sim\tau}$ 選び、解答用紙の該当する欄にマ ークしなさい。

1. 大型自動車運転免許 中型自動車運転免許

3. 普通自動車運転免許

当する欄にマークしなさい。 1日についての拘束時間、連続運転時間及び2日を平均して1日当 たりの運転時間が「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」 (以下「改善基準」という。)を超えていないと判断して、当該運行を

<u>の運行管理者の判断について、正しいものをすべて</u>選び、解答用紙の該

2. 1日についての最大拘束時間が改善基準を超えていると判断して、 当該運行には交替運転者を配置した。 3. 連続運転時間が改善基準を超えていると判断して、当該運行には

交替運転者を配置した。 4. 2日を平均して1日当たりの運転時間が改善基準を超えていると判 断して、当該運行には交替運転者を配置した。

< 3 日にわたる運行の計画>

運転者1人乗務とした。

前 日 当該運行の前日は、その運行を担当する運転者は休日とする。 始業時刻4時 出庫時刻5時 到着時刻 18 時 終業時刻 19 時

翌 日 当該運行の翌日は、その運行を担当する運転者は休日とする。

次第締め切る。多摩会場

の上、FAX送信する。 の「受講申込書」に記入

>4月3日。 定員になり (定員50人) = 3月14日

月1~14日、②多摩会場 場(定員100人)=

講させたい者。

初任運転者特別講習を受

申込期間は、

①本部会

属する初任運転者のほか、て都内の会員事業者に所

東ト協は2月18日、

本部会場(東ト総合会館) 特別講習を開催する。 26年度第1回初任運転者

東ト協は4月に、平成

会員も受講可能。

会員が対象だが、

4月**9**日

車会館) は4月9日、そ

定要件のため、時間厳守。 ただし、受講6時間が法

受講対象は、原則とし

れぞれ実施する。受講料

②多摩会場 (三多摩自動 は4月19・20日の各日、

まで(途中休憩を含む)。

東ト協

低成長優良企業

経営者セミナ

前8時50分から午後4時

研修時間はいずれも午

東ト

協

資

材燃料委員会

災害時の燃料確保

都の川島係長が講演

協

課の川島一郎防災事業推 務局総合防災部防災管理 体制に関して、東京都総 第3回委員会を開催し、 委員長)は2月24日、東 材燃料委員会(志村正之 大規模災害時の燃料供給 ト総合会館で平成25年度 東京都トラック協会資

問題に言及。「運賃問題 際に活用できるのではな いかと思う」と述べた。 が期待され、荷主交渉の に良い影響を与えること 引き続き、 川島氏が講

料供給体制を、在庫備蓄

と優先供給という2段構

これにより、災害時の燃 台) に燃料を供給する。 急通行車両(約6500

えの体制に強化した。

した。

進担当係長が講演

る協定」(優先供給協定) 燃料の安定供給に関す 規模災害時における石油 油商業組合と締結の「大 油業協同組合・東京都石 都では昨年、東京都石 緊急通行車両に対して 事前届出済証 (東ト

講じられた先進環

長があいさつ。燃

冒頭、志村委員

料高騰対策として

境対応型ディーゼ

ルトラックなどの

油を受ける形となる。 両の標章を受け取り、 これにより、緊急通行車 協には3千枚)を発行。 配布の必要性などが提起 応するため、標章の事前 緊急事態により迅速に対 講演後の意見交換では、

20 日 22 日

を改正し、新たに流通在

庫備蓄方式(ランニング

運送取引の書面化

度割引の拡充につ 料金の大口・多頻 導入補助や、高速

いて説明した上で、

の申し込み先などが異な ストック)による燃料備 せ先は次の通り (両会場

会館7階大会議室)=東 谷3の1の8、東ト総合 ▽本部会場(新宿区四

るため、要注意)。

ト協運行管理部

(a)

第一物低運転音體習

本部会場

4月19·20日

8 3 °

3359.3618 AX03·3359·49

経営者セミナ は、すぐ て講演し

とは

表取締役が「『低成長優 アイウィルの染谷和巳代 経営者セミナーを開催。 ト総合会館で平成25年度 良企業』を目指す経営幹 年間連続で成長を遂げ、 優先するのではなく、優 により、低成長ながら50 秀な人材を育成すること 社を紹介。規模の拡大を 営方針の長野県の食品会

3の27の11、三多摩自動 ▽多摩会場 (国立市北

5·1775)°

という経 社を大き には「会 くしない」 染谷氏 界シェア15%の企業に発 間性が磨かれる― を挙げ、この特性を活用 常に危機感がある、③誰 告)れん(連絡)のライン すべきとアドバイス。 でも人材になれる、④人 が短い (行き届く)、② 展したと説明した。 て、①めい(命令)ほう(報 小さな組織の魅力とし 大きな会社ほど、組 など

車会館)=多摩支部(☎ ナの陸上における安全 42.524.346 ナ部会国際海上コンテ

FAX042.52 日程ボード

副本部長会議(東ト総18日火) 10時=女性部正 テナ専門部会定例役員19日冰 11時=海上コン 合会館)▼11時= 事会(同) 【3月16~31日】

20日 11時30分=正副 **24日**/月 15時=経営者実 会長会議(東ト総合会 絡会(同) ▼16時30分=三組織連 館)▶13時=理事会(同) 会(日本コンテナ輸送)

27 (木) 化の推進」に関する研 ク運送業における書面 14時=「トラッ 協会日

委託するもので、

分の燃料の購入・保管を

事前に発災当初72時間

ミナー(~18日)▽サポ 務小委員会▽グリーン ・エコプロジェクトセ ト事業 (~18日、 事務局部長会▽総 21

タンドに備蓄。東京都災

2か所の指定ガソリンス

か所の指定油槽所と12

害拠点病院(70病院)の

および緊

18 日 指導委員会
理者講習▽適正化事業 >引越専門部会引越管 ロジ研正副本部長会議 経営者セミナー> 24日 事務局部長会▽支

部輸送相談員・事務長

事故防止大会 車撲滅キャンペーン▽ 事故防止大会 19日 正副会長会議▽物 流経営士課程▽海上コ ンテナ専門部会定例役 量部会正副部会長との 備局と関東・甲信越重 料委員会▽関東地方整 研修合同会議▽資材燃

正副本部長会議▽グリ トセミナー(~21日) ーン・エコプロジェク 関ト協海上コンテ 指導監査▽女性部

25 日 験事務局事前説明会連絡会▽運行管理者試 ルプ専門部会役員会流経営士課程▽紙・パ における晝面化の推進 に関する研修会>三組織 総務小委員会▽物 経営者実務セミナ 「トラック運送業 門部会交流会 取扱事業

関する講習会(**写真**) 輸送ガイドライン等に

弓 割 実施中

詳しくは、関交協・営業部 **2** 03-5337-1753



トラックの自動車事故損害賠償と交通事故防止

『東交通共済協同組合

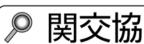
セット契約

六消

六沪



自動車共済の 掛金が割引に なります!





活動を行っていきたい」 とあいさつ。 東京都トラック協会広 应觀器員会 議事では、東ト総合会 東ト協



会



















に発信したい取り組みと

松本氏 東ト協が世界

して、グリーン・エコプ



、全国交通安全運動の期間 回委員会を開催し、春の られた予算の中で、引き 事業予算案(実施計画 の広告デザインを決定す 中に、一般紙に掲載予定 案)などを審議・承認し るとともに、26年度広報 合会館で平成25年度第5 長) は3月3日、東ト総 報委員会(結城幸彦委員 続き効果的に広報・PR 冒頭、結城委員長が「限 する交通安全啓発用下敷 今春の新入学児童に配布

5段・白黒) デザインは、 認や「ブレーキ足乗せ」 交差点での左右の安全確 んの近道です。」とのロ 通事故を減らす、いちば ンに、これらの徹底が「交 喚起ステッカー」をメー 励行を促す「運転者注意

の見直しに伴い、 このほか、常任委員会

きのデザインを再利用す 聞) に掲載する広告(全 日・読売・毎日・東京新 ることを承認。 また一般紙4紙(朝

> 新たな試みとして、事業 止大会(2月19日)では、

業用トラックの交通事故

を防止するために」(~安 全輸送を通じて社会に貢

を交えたシンポジウムを 者と一般都民、荷主企業

を教え、注意してい

かなければと思いま

転につながり、そ

指導しています。

することが安全運

から「見られているぞ」 スになれ」、さらに周り ぎ過ぎないよう「路線バ

と意識する、この3点を

見えにくいということ ックの高い運転席からは

開催した。テーマは「事

東ト協の第18回事故防

ゴを配したものに決定し ことにした。

ームページの運営が所管 会」に移行し、新たにホ 員会は「広報・情報委員 に加わることを報告。

施計画案を 26年度広報事業予算案

ネットなどを活用し、 ラックの日」本部イベン 業を行うことを確認。「ト 伴い約1千万円減額とな ラジオ、およびインター などの紙媒体やテレビ・ 施する方向で検討する。 トは、動員力のあるイベ るため、より効果的に事 は、交付金収入の減額に 展開する方針。 果的に広報・PR活動を ントとタイアップして実 また、引き続き一般紙 木敏明支部長)は2月14

東ト協世田谷支部(鈴

東ト協

世田谷支部

故

防止総決起大

会

通課長代理が、昨年6月

田谷警察署の鈴木利彦交

世田谷区民会館集会

提案により、業界の役割 て審議し、今後の対応に が多い通販などにおける ついて、さらに検討する や実態などの理解促進に に役立つ「業界バックア 「送料無料」表現につい プ番組」に対する表彰 さらに、結城委員長の 業界で問題視する声

事故防止大会/シンポジウム()

と、子供たちには、・うイメージですね。.

トラ それ

い。これは燃費を意識し

ロジェクトを紹介した

十分な安全確認のため

「優先権を忘れろ」、

た運転に努め、

そのため

にゆっくり発進・停止を

鱼事故防止総決起大会

催者あいさつし、改めてした後、鈴木支部長が主

区別にみると、

無謀運転の代償」を上映

冒頭、VTR「悲惨!

事故防止対策の徹底を呼

運転義務違反によるもの や安全不確認など、安全

びかけた。

大会では、

事

故ゼロ』

宣

憲本部長)は2月12日

東ト協青年部(武井

発言(要旨)は次の通り。 献するために)。各氏の

〈コーディネーター〉 関西大学政策創造学部・白石真澄教授 〈パネリスト〉 新宿区立小学校 P T A 連合会

・徳田有香副会長 SMK経営企画室・宇佐美博室長 金方堂運輸・松本有司社長 NTSロジ・笠原史久専務取締役

皂氏 一般の方はト

間

中

決定

まり身近な存在ではない ラックについて、どんな イメージをお持ちですか。 徳田氏 トラックはあ まず怖いとい

常に安全性が高い 利用していますが、 で、荷扱いも非常に 加えて時間が正 日本のトラックは非 寧ですね。

部品を、国内の事業 場合、海外の事業所 時にトラック輸送を 所やお客様に届ける から持ってきた電子 当社の 安全意識向上に貢献を

'ロの運転者教育・育成

ものです。

る、他の模範となるプロ しっかり守ることができ コミュニケーショ

ちろんですが、マナーを

笠原氏 運転技術はも

じてドライバーと して取り組みを通

ンが図れるという

いては、事故の多 と言われますが、 イ) に気を付けろ わゆる「こ・じ・ろ い交差点では、 卑・老人・オートバ お」(子供・自転 のドライバーを育成して して正しい運転ができて いく必要があります。 いるかを確認し、評価が このため、当社では年 回、安全指導員が同乗

低いドライバーに対して 行っています。 指導やKYT (危険予知 再教育を行っています。 訓練) による改善活動を では、事故事例に基づく また、月1回行う定例会

り組んでいるのですか。 際、どんな安全対策に取 **白石氏** 業界では実

けですね。 様々な取り組みを行い、 事故防止に努めているわ 白石氏 事業者の方は

取り組みを聞いて、

事業者の方の

運行管理者国家試験対策テキスト

演。昨年の死亡事故を違 生状況と対策に関して講 改正内容について説明し る運転者対策の強化など に公布された道路交通法 通総務係長が交通事故発 の一部改正に関して講演 また、同署の入江豊交 一定の病気に該当す 東ト協 ~对応

が参加した。 理者、運転者など約50人

会員事業者の経営者や管

た。

日は折からの大雪の中、 起大会」を開催した。同 室で「交通事故防止総決

社保・監査

ために今、 果的な人材確保を進める か」と題して講演した。 昌氏が「無駄を省き、 長時間労働で行政処分を いさつし、「社会保険や 冒頭、武井本部長があ 何をするべき 効

が約6割を占めると説明 し、注意を促した。 この後、支部青年部 上慎也部長が、地域の 宣言した。

交通安全活動や社会貢献 し「交通事故ゼロを目指 活動などに積極的に参加

を開催。今回は、特定社 事法務サポートの髙橋良 会保険労務士でN・T人 年度第2回青年部研修会 東ト総合会館で平成25



きたい」と述べた。 る。就業規則を見直すな 受けるケースが増えてい ど適切に対応していただ 研修では、講師の髙橋

識について説明した上 が社会保険料の基礎知 を紹介。 7月以降とする―など 残業を減らす②昇給月を 礎期間 (4、5、6月) の 会社負担の保険料を削減 する方策として①算定基 賃金を減らさずに、

助成金・補助金について 整備しておく必要がある おり、常に各種帳簿類を 絡なしの調査) が増えて 署による調査・監査につ 紹介した後、最近の監督 いて説明。臨検(事前連 さらに雇用関係の各種

感心しました。 ドライバ っていただきたいと思い

ます。 知ってもらい、安全確保 用がかかるわけです。そ 担が増加していますが、 に向けてタッグを組んで うした状況を荷主企業に 安全への取り組みにも費 燃料高騰などでコスト負 いけるかどうかも重要な 業界はいま、

後は一歩踏み込んで、子 く必要があるわけで、今 どもマナーアップしてい ックのマナーはひと昔前 ただ、事故防止のために なっていると思います。 非常に心強いですね。 供たちなどへの教育もや 一般の歩行者や自転車な はトラックだけでなく、 に比べると、非常に良く らっているというのは、 宇佐美氏 確かにトラ の方にも気を付けても 問題です。さらに社会全 はないかと思います。 体で、物流面の安全につ いてもっと考えるべきで

平成 26年3月版 過去の問題の解説と

話問題 【貨物自動車運送事業編】稅込価格2,520円 お求めは東京都トラック協会各支部または下記まで

平成25年版

定価 5,775円 (稅込)

㈱輸送文研社〈柏林書房〉 TEL.03-3861-0291(代) FAX.03-3861-0295 第1051号

2014年(平成26年)3月10日

ん。南相馬出身の文学者、埴谷雄高、島尾敏雄などを顕彰す浮舟文化会館で、壊れたままの展示物を見る若松丈太郎さ る併設の埴谷島尾記念文学資料館の設立に携わった。

を細部まで、克明に、

原町市(現南相 若松さんが住む 総額2億5千 を坪250円、 長者原320診

3月11日

特温人の世界の日本運動1

作」弟「村」港「場」流「料」日

道所点火釈面半

葉方意信送手国

3年前に起こったこと



/ 楢葉町 浪江町 広野

/ そして私の住む原町

葉町にまたがる

「大熊町と双

小高町 いわき市北

都路村 葛尾

続けていたの と違和感を持ち 画された時から、 若松さんは福島原発が計 ことに怒っているのだ。 半径30世景ゾーンとい

われると悪い気はしない

本当は当たっている

予言が当たった、と言

カーゲームが終わって競 時間の間に消えた/ サッ 付けた歌である。 〈四万五千の人びとが二

歌って、強く人々の心を 松さんの詩に自身が曲を 評判になった。若 始まる90行に及ぶ長詩な ので要点を書き記すと、 っくり消えたのだ…〉で しがひとつの都市からそ

を怒っておいでなのか。 ので驚いた。いったい何 見ても温厚な人柄に違い タイプにも見えなかった は、「ぼくは怒っている んですよ」だった。どう 相馬市立図書館で初めて いした時の第一声 威圧感を振り回す で「神隠しされた街」を 登紀子さんがコンサート 2012年2月、



悲しみの街へようこそ

神隠しされた街

詩人の預言・若松丈太郎さん

年5月、事故後8年目の チェルノブイリと、その

ラルーシとの国境に近い を訪れた。現在紛争の続 くウクライナの首都キエ からバスで2時間、ベ

えた、チェルノブイリ国 悲しみの町へようこそ」 **赊調査センターの主任は** 若松さんたち一行を迎

若松さんの詩は、

マークのようです。 塔は、畑の中に浮かぶラ

とで書いた詩なのであ だったが、この旅行のあ 全行程5日という強行軍 まま廃墟となっていた。 から、今も時が止まった が多く住むプリピャチ チェルノブイリで働く 1986年4月27日 たちに伝える預言の言葉ない言葉を預かって、私 なのだ。 のことを当てる予言では 美しい都市キエフの い。私たちには聞こえ

ゾーンが危険地帯とさ

3日間で合計15万人

詩人は重んじられている 敬されている詩人であ が、日本では貶められて クライナの人々から尊 は書いている。 た時のことを、 エフチェンコ公園を通っ 「シェフチェンコはウ 公園には銅像もあっ 多くの国では、詩と 若松さん

かったが、そうじゃない、 ないからよそ事に過ぎな ではなく、 保証金も入ら

現実となるとは思わなか と危惧していた。まさか

倒されます。

塔は日本の建造

遠くに大塔が見え、これか所に向かう時に振り返る。

白い。川柳などは、江たけを表現できれば面

◆そんな常識の世界で

先を見守ってくれている

にも感じます。本山寺の

その姿を美しく思い、 のです。遠くから望む、

塔を見るの

くから見る立ち姿にも圧

つの景色をなし、十



塔は日本建築が誇る高層建

100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | も楽しみでした。もちろん、 、十八か所札所の塔を見るの 塔が大好きな私にとって、

てきて、不安な思いが吹き飛がある〟という安心感がわい 安がある時は゛あそこに札所 ます。時間に追われていたり、 物で姿形といい、技術といい、 道を間違えたのでは、との不 んでしまうような気分になり 素晴らしいものだと思います。 に塔を見つけると楽しくなり ですから、歩き遍路でたま

藍の装飾的性格が強くなって 骨(仏舎利)を納めるための ものでしたが、次第に寺院伽 いき、 死への省察が含まれてい には「生への意志ととも れども、その成り立ちか は、もともとは釈尊の遺のでしたが、次第に寺院伽のでしたが、次第に寺院伽の変飾的性格が強くなっている。 ひときわ目立ちます。けい、ひときわ目立ちます。けい、ひときわ目立ちます。けい、ひときわ目立ちます。けい、ひときわるできます。けい、ひときおり立ちから塔には「生への意志とともに、石の省察が含まれている」

ん。それゆえ、塔に魅きつけと言っているのかもしれませに、自分たちのことを思い出に、自分だちのことを思い出

塔は、畑の中に浮かぶランドにも感じます。本山寺の五重先を見守ってくれているよう感くに大塔が見え、これから所に向かう時に振り返ると、一つの景色をなし、十一番札一つの景色をなり、十一番札 官製はがきに、①答え②あなたの住所・郵便番号③会社名④氏名 ⑤年齢⑥本紙へのご意見・ご要望を明記し、お送りください。正解者 の中から抽選で3名様に図書カード(1,000円分)をプレゼント。

(一社)東京都トラック協会 広報部「トラック時報」係

●宛先=〒160-0004新宿区四谷3-1-8

●締め切り=3月末日 (正解は4月10日号に掲載)

☆インターネットでご応募も可能です。

http://www.totokyo.or.jp/ ☆ インターネット応募の場合、解答フォームをご利用ください。 東ト協HPトップ「会員の方へ→」をクリックし、次ページ右 の「トラック時報パズル&クイズに応募」へ。

★2月10日号「クロスワードパズル」の正解は「チョコレート」でした。

りか、ケンカにもなるで冗談が通じないばか違いや見解の相違など

原子町空合理給 草【役】得【灯】星】会【屈】折 【応募方法】 書言味用放帳歌島

戸時代からの庶民のそ 行(はや)り、今日に至 っている。都々逸など もその類(たぐ)いだろ もその類(たぐ)いだろ は新聞が提供してくれ ている。読売新聞が提供してくれ に「究極の少字数で時 に「究極の少字数で時 に「究極の少字数で時 に「究極の少字数で時 でとにまとめられている。まさ を、敏感に悟らないと を、敏感に悟らないと を、知るに告らないと を、知るに哲とのがある。こ る。瞬間、瞬間の世相 を、、クスッと笑える 面白さは捨て難い。「たばこ税増税/一服できる/財務省」「粗品/ザル/新銀行東京」「20った/漢検」。

四国遍路紀行 ちょつ

だった。そのことを知っ その17年前に書かれたの 思った。が、実はこの詩は、

読んだ人は驚き、

を聴いた者は戦慄した。

飛鳥井 恭司

服 第 23 回

の4か寺です。

方形の、日本で唯一の形式でものです。初重と二重の間が進したものを、明治初期の神進したものを、明治初期の神進したものです。初重と二重の間が重要文化財)は、豊臣秀頼が重要文化財)は、豊臣秀頼が

あ る

もらえない。 話の行き トゲがあると、